（会長等への報告義務等）

第二十条　監事は、役員（監事を除く。）、役員以外の会員又は職員について、不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれのある事実があると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

一　当該事実が役員（監事を除く。）に係るものである場合　会長、総会及び内閣総理大臣

二　当該事実が役員以外の会員に係るものである場合　会長、会員候補者選定委員会及び内閣総理大臣

三　当該事実が職員に係るものである場合　会長及び内閣総理大臣

2　会長は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

一　当該措置が役員（監事を除く。）に係るものである場合　監事、総会及び内閣総理大臣

二　当該措置が役員以外の会員に係るものである場合　監事、会員候補者選定委員会及び内閣総理大臣

三　当該措置が職員に係るものである場合　監事及び内閣総理大臣

3　会員候補者選定委員会は、第一項（第二号に係る部分に限る。）又は前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る会員に対し、当該報告に係る事案について報告を求めることができる。

（会長の選任等）

第二十一条　会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会が、その決議により選任する。

2　会長の任期は、選任の時から、当該選任後三年以内に到来する会員の任期の末日以後最初に開催される総会において次の会長が選任される時までとする。

3　会長は、会長としての職務の執行が特に優れたものであるときは、一回に限り再任されることができる。

4　会議は、会長が選任されたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、会長の選任の理由その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

（副会長の任命等）

第二十二条　副会長の員数は、三人以内とする。

2　副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が任命する。

3　副会長の任期は、当該副会長について会長が定める期間（その末日が会長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。ただし、補欠の副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

4　副会長は、再任されることができる。

5　前条第四項の規定は、副会長が任命されたときについて準用する。

（監事の任命等）

第二十三条　監事の員数は、二人とする。

2　監事は、会員以外の者から、内閣総理大臣が任命する。

3　監事の任期は、その任命後三年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第四十五条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4　監事は、再任されることができる。

5　第九条第五項の規定は、監事について準用する。

（役員の解任等）

第二十四条　会長及び副会長は、会員の地位を失ったとき（会員の任期が満了したときを除く。）は、それぞれその職を失うものとする。

2　内閣総理大臣は、監事が、会員に選任されたとき、又は前条第五項において準用する第九条第五項の規定により監事となることができない者に該当するに至ったときは、その監事を解任しなければならない。

3　内閣総理大臣、総会又は会長は、それぞれその任命又は選任に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

4　総会は、副会長が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、会長に対し、同項の規定により当該副会長を解任することを求めることができる。

5　会長は、第三項の規定により副会長を解任しようとするとき（前項の規定による解任の求めがあった場合を除く。）は、総会の同意を得なければならない。

6　第二十一条第四項の規定は、会長又は副会長が、第一項の規定によりその職を失ったとき又は第三項の規定により解任されたときについて準用する。

第五節　会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会

（会員候補者選定委員会）

第二十五条　会員候補者選定委員会は、次に掲げる職務を行う。

一　第三十条の規定による会員の候補者の選定

二　第三十一条第一項に規定する選定方針（第五項及び次条第一項第一号において「選定方針」という。）の案の作成

三　第三十二条第二項の規定による会員の解任の求め

四　前三号に掲げるもののほか、会員の選任及び解任に関する事務のうち、日本学術会議規則で定めるところにより会員候補者選定委員会が行うこととされているもの

2　会員候補者選定委員会は、会員候補者選定委員十人以上二十人以内をもって組織する。

3　会員候補者選定委員は、会員のうちから、総会が選任する。

4　会員候補者選定委員の任期は、選任の時から、当該選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までとする。

5　会員の候補者の研究又は業績に関する審査を行うため、会員候補者選定委員会に、選定方針で定める研究分野ごとに、分野別業績審査委員会を置く。

6　分野別業績審査委員会の委員は、当該分野別業績審査委員会に係る研究分野における会員の候補者の研究又は業績の審査を行うために必要な専門的知識を有する者のうちから、会員候補者選定委員会が選任する。

（選定助言委員会）

第二十六条　選定助言委員会は、次に掲げる職務を行う。

一　選定方針の案の作成に関し、会員候補者選定委員会に対し、意見を述べること。

二　前号に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関し、会員候補者選定委員会の諮問に応じて意見を述べること。

2　選定助言委員会は、選定助言委員五人以上七人以内をもって組織する。

3　選定助言委員は、優れた研究又は業績を有する科学者（会員その他内閣府令で定める者を除く。）であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、総会が選任する。

4　選定助言委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の選定助言委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　選定助言委員は、一回に限り再任されることができる。